

広島県告示第二百一十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年三月九日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
児玉医院	庄原市川北町一五八―二	精神通院医療	内科	児玉節	平成二十二年三月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ジャスコ三原店調剤薬局	三原市城町二丁目一三一―一	精神通院医療	平成二十二年三月一日
くすりのオキョシ薬局	江田島市江田島町江南一丁目九―二一	精神通院医療	平成二十二年三月一日